

## 新制度における地区街づくりプラン等の取扱いについて

新制度において、現行の「地区街づくりプラン」「地区街づくり団体」「街づくり市民団体」「街づくり推進地区」「街づくり検討地区」の取扱いについて、右のように考えます。

### 現行条例の構成

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条～第6条）

- ・目的
- ・基本理念
- ・定義
- ・市の責務
- ・市民の責務
- ・事業者の責務

#### 第2章 地区街づくりの推進（第7条～第18条）

##### 第1節 地区街づくりプランの策定（第7条～第11条）

- ・地区街づくりプラン
- ・地区街づくりプランの案の縦覧等
- ・地区街づくりプランの策定及び実現
- ・地区街づくりプランの変更又は廃止の場合の準用
- ・都市計画法、建築基準法等による制度等を活用した街づくりの推進

##### 第2節 街づくり推進地区（第12条～第15条）

- ・街づくり推進地区的指定
- ・街づくり実現方針
- ・建築行為等の誘導
- ・助言又は指導

##### 第3節 街づくり検討地区（第16条～第18条）

- ・街づくり検討地区的指定
- ・地区街づくりプラン案検討の要請等
- ・助言又は指導

#### 第3章 街づくりに関する市民活動の推進（第19条～第22条）

- ・街づくり市民活動の推進
- ・活動の成果の報告
- ・活動の成果の市の施策への反映
- ・活動の要請

#### 第4章 早期周知による街づくり（第23～第30条）

- ・周辺環境と調和した街づくりのための指針の策定
- ・早期周知による街づくりの対象
- ・開発等の事前情報公開
- ・説明会の開催
- ・関係住民等と事業者との協議
- ・報告義務
- ・申請手続
- ・助言又は指導

#### 第5章 街づくり活動の支援（第31条～第34条）

- ・地区街づくり団体への支援
- ・街づくり市民団体への支援
- ・街づくりアドバイザー
- ・街づくりアドバイザーの派遣

#### 第6章 町田市街づくり審査会（第35条）

- ・町田市街づくり審査会

#### 第7章 雑則（第36条～第39条）

- ・適用除外
- ・勧告
- ・公表
- ・委任

### 新制度における地区街づくりプラン等の取扱い

#### 地区街づくりプラン（目標・方針）

現在5地区で目標・方針が策定

##### ○現行の地区街づくりプラン（目標・方針）は残し、まちビジョンと同等のものとして（仮称）都市づくりのマスターplanに位置づける

- ・今ある地区街づくりプラン（目標・方針）は残し、変更・廃止は可能とする。新規はつくらない。

※まちビジョンには「ビジョンの検証・見直しの考え方」を記載するが、現行の地区街づくりプランには記載がない。プランをまちビジョンに移行する際に、「ビジョンの検証・見直しの考え方」「取組みたい具体的な内容」も含めて検討する。  
※地区街づくり団体が目標・方針に基づいて活動を行う場合は、街づくりプロジェクト（地区的ルールづくり・運用型）として登録してもらい支援する。

#### 地区街づくりプラン（計画）及び街づくり推進地区

現在3地区で計画が策定。全て街づくり推進地区に指定。

##### ○現行の地区街づくりプラン（計画）及び街づくり推進地区は残し、一部をまちビジョンと同等のものとして（仮称）都市づくりのマスターplanに位置づける

- ・今ある地区街づくりプラン（計画）及び街づくり推進地区は残し、変更・廃止は可能とする。新規の地区街づくりプラン（計画）はつくらない。

※プランの運用状況を確認しながら、地区計画、景観形成誘導地区、建築協定などの既存の制度の活用も案内していく。  
既存の制度に移行した地区街づくりプランは廃止する。  
※全てが既存の制度に移行され、地区街づくりプラン、街づくり推進地区が無くなった場合は、条例上の地区街づくりプラン、街づくり推進地区を廃止する。

#### 地区街づくり団体の登録

現在10の地区街づくり団体が登録

##### ○新制度開始に伴い地区街づくり団体は廃止

- ・地区街づくりプランをまちビジョンへ移行することにあわせて、新制度では地区街づくり団体の登録制度を廃止する。

##### ○地区のルールづくりに向けて地区住民が自主的な活動を行う場合、また、地区街づくりプラン（計画）の運用を地区住民が行う場合は、それらの活動を「街づくりプロジェクト（ルールづくり・運用型）」として位置づけ必要な支援を行う。

※今後、ルール作りに取り組みたい地区が出てきた場合は、地区的ルールづくりの取り組みを街づくりプロジェクトの一つとして捉え、「街づくりプロジェクト（ルールづくり・運用型）」を位置づける。

※「街づくりプロジェクト（ルールづくり・運用型）」は、対象区域の地区住民等が主体となって活動することが必要になるため、活動メンバーが地区住民により構成されていること等を要件とした上で支援する。

#### 街づくり市民団体の登録

「玉川学園地区まちづくりの会」1団体が登録

##### ○新制度開始に伴い街づくり市民団体は廃止

- ・街づくり市民団体の活動は、必要に応じて街づくりプロジェクトとして支援する。

#### 街づくり検討地区

現在運用実績なし

##### ○新制度開始に伴い「街づくり検討地区」は廃止

・運用実績がないため廃止する。今後、行政側から街づくりの検討が必要になる場合は、都市づくりのマスターplanの行政発意型の取組みとして実施し、街づくり構想を策定するなどしてマスターplanに位置づける。